

「市民との協働による行政サービスについて」答申骨子(案)

A. 答申骨子(案)の章節一覧

1. 本答申の目的や背景

- (1) 行政の財政負担の軽減
- (2) 市民の社会貢献意欲への対応

2. 本市の協働にかかる制度・体制の現状

- (1) 市民活動団体支援制度
- (2) 協働事業提案制度
- (3) ボランティア・NPO活動センター
- (4) アウトソーシング基準
- (5) 指定管理者制度

3. 本市がとるべき協働体制の方向性

- (1) 目指す姿
- (2) 取り組むべき施策
 - A. 「公」と「民」との役割分担の見直し
 - B. 市民との情報共有
 - C. 「協働」による新たな課題への対応
- (3) 協働を進める体制の整備

4. 附帯意見

B. 各章節の主旨(案)

1. 本答申の目的や背景

(1) 行政の財政負担の軽減

[主旨]

- ・ 公共の領域の拡大
- ・ 財政状況の逼迫
- ・ 行政の守備範囲を見直す必要性

(2) 市民の社会貢献意欲への対応

[主旨]

- ・ ボランティアやNPOの活動
- ・ 市民の社会貢献意欲の増加
- ・ 市民の意欲を公共サービスの展開に取り込む

2. 本市の協働にかかる制度・体制の現状

(1) 市民活動団体支援制度

[主旨]

- ・ 制度や体制の現状等について記載

(2) 協働事業提案制度

[主旨]

- ・ 制度や体制の現状等について記載

(3) ボランティア・NPO活動センター

[主旨]

- ・ 制度や体制の現状等について記載

(4) アウトソーシング基準

[主旨]

- ・ 制度や体制の現状等について記載

(5) 指定管理者制度

[主旨]

- ・ 制度や体制の現状等について記載

3. 本市がとるべき協働体制の方向性

(1) 目指す姿

[主旨]

- ・ 行政運営を取り巻く環境に合わせた適正規模の行政

《これまでの主な意見》

「官から民へという流れは崩してはいけない。行政はプランとチェックとアクションは絶対必要。しかしドゥは極力民に任せていくべき。」

「協働の必要性については、まず財政面からということを出すことが非常に大事。」

- ・ 市民等と行政との有機的連携

《これまでの主な意見》

「具体的かつ機能的な制度をつくっていくよう、答申に盛り込む。」

「市民と行政等が共通の目標を実現するため、それぞれの役割と責任に基づいて行動し、対等の立場で連携する協働のまちづくりをめざしていく。」

「市民が自らの手で、課題を解決するべく、市内に数多くある何らかのNPO、ボランティアなどに参加して、行政の手から離れた部分を担っていくことは、とても意義のあることだ。」

(2) 取り組むべき施策

A. 「公」と「民」との役割分担の見直し

[主旨]

- ・ 既存事業の振り分け(協働できるものとできないもの)

《これまでの主な意見》

「厳しい財政状況への対応をかんがみ、現在もしくは近い将来提供が厳しくなると考えられている公共サービスを具体的に洗い出したうえで、しかるべき観点からそうしたサービスを絞り込み、それについて市民との「協働」を可能にする仕組み作りに着手。」

「「入るを量りて、出づるを制す！」の精神で、全ての支出の聖域無き見直しと、効率化が必要。」

「市民にとって本当に必要なものを考え、それ以外のサービス等は市民との協働事業へと順次シフトしていく。」

「今までとの違いを打ち出すため、新たな協働体制の指針が必要。例えば行政でしかできないものは行政で行うが、それ以外は協働で行うというような、主な指針を1つつくるのが必要ではないか。」

- ・ 市民等と行政との有機的連携

《これまでの主な意見》

「身を削ってでも、嫌でもやらなければいけない、というルールをつくるべき。」

「財政削減等の視点を考えると市の既存事業を2つに分けるということがあるが、ここが非常に大事である。しかしアウトソーシング基準は強制力がなく、あくまで目安・参考とのこと。どれくらい削減できるのかが不確定だ。」

「業務の一部だけ委託するのは進めるべきであって、さらに丸ごとアウトソーシングすることについて踏み込んだ検討をしていただきたい。」

「アウトソーシング基準に一定の強制力を持たせる。」

「協働でなければできないものについて、より具体的に展開するのも一つの手。」

「市民との協働による行政サービスについて」答申骨子(案)

・市民から公共に対する要望の把握や「協働」提案受け入れの仕組み

《これまでの主な意見》

「やったほうがよいと思われるが、その具体的な活動内容や事業主体が明確でない場合、要求を積極的に開発し、具体化していくという意識と技術が必要。「要求開発」「事業化可能判定」「事業管理」「事業検査」からなる「協働事業マネジメント」を提案する。」

「市民が事業を市に提案するだけでなく、市が行う協働に関する事業も市民に提案し、要求獲得の場を設けるべきである。特に、事業内容を決める段階での市民参加が重要である。」

・協働意識の啓発と担い手の育成

《これまでの主な意見》

「協働の担い手の育成にも触れるべきだ。」

「公共領域の課題を市民が自主的に解決していこうという気運を高めていくことが大事。」

「協働意識の啓発(研修会・フォーラムの開催・次世代リーダー育成)」

「街づくり活動組織を育成し、独り立ちさせ、行政が手を引く分野を肩代わりさせて、市民サービスに大穴が空かない仕掛けを継続的に進める。」

「行政が手を引いても、市民が本当に必要なサービスなら市民の手で事業を行うもの。」

B. 市民との情報共有

[主旨]

- ・ 協働での実施を望む事業の周知

《これまでの主な意見》

「市の中で協働できそうなもの、アウトソーシングできそうなものを打ち出してもらいたい。」

「市川市として協働で実施したい事業が何かを周知するのがよい。」

「市政の情報を出来るだけ多く発信して行く。」

「市として優先すべきテーマを示す。」

- ・ 市民等に求める知識や技術の開示

《これまでの主な意見》

「市が協働していくにあたり、市民等に求める知識や技術を明らかにすべき。」

「「市民との情報共有」はお互いの齟齬をなくして通い合わせるという点で大事なポイント。」

- ・ 市民等の持つ知識・技術・活動状況の把握

《これまでの主な意見》

「市民やNPO、ボランティア等の知見を市政や市の各事業活動に活かす。」

「ボランティア登録制度(人材(団塊の世代)：知識・技能、団体：活動目的やノウハウの把握)」

「地場企業の社会貢献活動の把握(協働への取り込み)」

C.「協働」による新たな課題への対応

[主旨]

- ・新たに発生する公共的課題に積極的に「協働」の枠組みで対応

《これまでの主な意見》

「新たな課題への対応にウェイトを置いて議論をすべき。」

「市民提案型(課題解決)」

「新たな課題への対応にあたり、どう協働していくかが重要。産官学民がどう協働するか、その体制づくりの検討が必要だ。」

「①市川市が思っている課題の列挙(市民の声も含め)、②あるべき姿(理想)の検討、③①の課題に対する解決策の検討及び②の理想論について議論し着地点を検討、④複数案からの絞り込み、⑤暫定のあり方の決定及びPDCA(KPIも設定)」

- ・事業の計画策定に対する市民等の参画を進める

《これまでの主な意見》

「市民が事業を市に提案するだけでなく、市が行う協働に関する事業も市民に提案し、要求獲得の場を設けるべきである。特に、事業内容を決める段階での市民参加が重要である。(重複掲載)」

「協働事業推進制度の創設。従来の「協働事業提案制度」を1%制度に併合させる形で行政・市民、民間NPO企業が協同で事業計画の策定や運営をすすめる協働事業推進制度を設立する。」

(3) 協働を進める体制の整備

[主旨]

- ・ 協働による取り組みを行政組織内で推進・調整する部署の設置

《これまでの主な意見》

「新たな行政課題へ協働で対応するにあたり、これを適切に庁内各所管に割り振れる、横串のような機能が存在しない。」

「行政内部における協働事業推進課の設立。行政内部での関係部門間の意見や諸規制の調整、および 行政側からの事業への参画。」

「既存のあり方に関しては、類似した制度・組織が林立しているようにもみえる。多様な社会状況、ニーズに柔軟に対応しているとも考えられるが、仮に縦割りで横の連携がとりにくいがために生じている弊害があるのであれば、制度・組織の単純化・スリム化を図る方向で見直しが求められると考える。」

「市民等からの事業提案に対し、適切に庁内に割り振る部署が必要。協働相手にはどのような強みがあり、どういう思想のもとに動いているのかを行政が良く理解し、市がアウトソーシングするものと民間から出てくる提案とをうまく組み合わせる。」

「「官民協働経済活性化室(市川おもてなし課)」のような、特定分野の「協働」について新たな組織・制度を作る。」

「協働に関する現行制度を市民が認識していない。協働を推進する組織づくりや情報提供の体制を整えるべき。」

「市民等の活力を積極的に取り入れ連携し、幅広い事業の協働を図る。」

「協働を積極的に推進する体制の整備。」

「協働を推進するため、市を束ねるような組織をつくる。」

「ボランティアの立場からすれば、一つの事業に関係する部署は複数ある場合が多い。行政側で組織内を横断的にまとめていく仕組みが必要だ。」

「事業によって協働の仕組みは根本から異なる。それぞれ専門の部署なりチームなりが必要。」

「市民との協働による行政サービスについて」答申骨子(案)

- ・ 中間組織の設置（市民等と行政とをコーディネートする役割を担う組織）

《これまでの主な意見》

「コーディネーター的な部署が必要。」

「各活動主体間のコーディネート体制の充実と情報の共有。」

「①本来業務から分離出来るもの、②基本計画において民間のノウハウや能力を活用できる案件、③協働体制を組織することによって新たに雇用や産業の創出が可能となる事業については、行政・市民等が協働で事業の企画・推進・運営を行う新しい協働事業制度の創設を検討することが必要。」

「分野ごとに、新たな知識の習得や各団体で発生した課題などが解決できるよう、情報交換の場を提供する等の工夫も必要。」

「協働事業活動団体協議会の設立。案件によっては、従来、地域・個別に活動してきた市民NPO団体について、協議会を設立して横断的な連携組織化することにより、面としての事業遂行能力を高める。」

4. 附帯意見

[主旨]

- ・ これまでの提言以外に出された意見・提言を記載。

《3～9 頁に記載した意見以外の主な意見》

「短期・長期ごとになにをすべきか、課題、基準、制度、認知度にも触れて、全体的に見せることがよい。」

「市民のボランティアグループやNPO法人は市の諸制度は知っていると思う。むしろこれらの制度が彼らの方針やニーズと合致していなかったと考える。」

「協働における留意点…「対等性」「相互理解」「目的共有」「関係の公開」「変革意識向上」「期間設定」」

「1%活動団体支援制度の改正。インキュベーション制度としての従来の1%支援制度の仕組みは存続させ、1%の予算枠(現状 納税額1% 約3.6億円に対して約2000万円を活用)の範囲で支援する。市民届け出による支援額の決定ではなく、審査会の意見に基づき市が決定する。また、従来の50%の自己資金負担を撤廃して 事業の一部、あるいは案件によっては全額を支援する。」

「協働事業審査会の設置。従来の1%審査会では申請団体の資格要件や申請内容について書面審査し、最終的な支援金額は市民の届け出によって決定したが、これを、協働事業審査会とし、申請団体のヒアリングなども含め、事業内容や収支計画などの審査とともに、支援金額の内容についても審査して意見書を提出する。」

「50億円程度に相当する既存事業の支出カットを企画。」

「定員・組織の削減により、①効率化・外注化・統合化を進めざるを得ない環境をつくり、②少数精鋭化を図って生産性向上。」

「市民団体等が市に期待するものは原則金だと思う。」

「指定管理者の評価(モニタリング)は、評価委員会が市民から直接聞く評価と、団体の自己評価という二本立てで実施。」

「指定管理者の評価(モニタリング)に際し、市民(利用者)の声を評価者が直接聞く仕組みを設ける。」